

地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、本町の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を下記のとおり公表します。

令和元年度財政健全化判断比率

比率区分	本町の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	15.00%
連結実質赤字比率	—	20.00%
実質公債費比率	7.7%	25.0%
将来負担比率	39.8%	350.0%

令和元年度公営企業に係る資金不足比率

公営企業に係る特別会計の名称	本町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00%
公共下水道事業特別会計	—	
子浦漁業集落排水事業特別会計	—	
中木漁業集落排水事業特別会計	—	
妻良漁業集落排水事業特別会計	—	